

令和元年

上尾市教育委員会 11月定例会 議案

議 案 名

- 議案第 5 2 号 令和 2 年度当初給食調理員人事異動方針について ----- 1
- 議案第 5 3 号 上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に係
る意見の申出について ----- 2
- 議案第 5 4 号 上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例の制定
に係る意見の申出について ----- 4
- 議案第 5 5 号 平成 3 1 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申
出について ----- 6

議案第 5 2 号

令和 2 年度当初給食調理員人事異動方針について

令和 2 年度当初給食調理員人事異動方針を下記のとおり定める。

令和元年 1 1 月 2 2 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

記

令和 2 年度当初給食調理員人事異動方針

令和元年 1 1 月 日

上尾市教育委員会決定

1 基本方針

令和 2 年度当初給食調理員の人事異動の実施に当たっては、学校運営の円滑化及び職員の士気高揚を図るため、本人の希望を把握するとともに、勤務年数、年齢等を勘案し、適切に実施するものとする。

2 給食調理員の人事異動に係る実施要領

(1) 同一校における勤務年数が引き続き 3 年以上となる職員は、次に掲げる場合を除き、異動対象とする。

ア 令和 2 年 4 月 1 日において、年齢が 5 9 年に達している場合

イ 所属している学校の業務に支障をきたす場合

(2) 同一校における勤務年数が引き続き 3 年未満の職員についても、異動の希望がある場合その他の特別な事情がある場合においては、異動対象とすることができる。

(3) 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条の 4 の規定に基づき常時勤務を要する職に従事する再任用職員又は同法第 2 8 条の 5 の規定に基づき短時間勤務の職に従事する再任用職員のうち、任期が更新されることとなるものについては、必要に応じて、異動対象とする。

提案理由

給食調理員に係る令和 2 年度当初人事異動について、人事異動方針を定めたいので、この案を提出する。

議案第53号

上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出
について

上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定めることにつ
いて、市長に意見を申し出る。

令和元年11月22日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例

上尾市立学校設置条例（昭和39年上尾市条例第11号）の一部を次のよ
うに改正する。

第1条中「幼稚園、」を削る。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の廃止）

第2条 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例（平成27年上尾市条
例第12号）は、廃止する。

（上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の廃止に伴う経過措置）

第3条 この条例の施行前に上尾市立幼稚園で受けた子ども・子育て支援法
（平成24年法律第65号）第27条第1項若しくは第28条第1項第1
号の規定による特定教育・保育（教育に限る。）又は同項第3号の規定に
よる特別利用教育に対する利用者負担額の徴収については、なお従前の例
による。

（上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関
する条例の一部改正）

第4条 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償
に関する条例（昭和43年上尾市条例第7号）の一部を次のように改正す
る。

第1条中「幼稚園、」を削る。

提案理由

上尾市立平方幼稚園の園児数の減少及び市内民間幼稚園・認定子ども園の配置状況等、上尾市立平方幼稚園を取り巻く状況を総合的に勘案して同幼稚園を廃止することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

議案第 5 4 号

上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

令和元年 1 1 月 2 2 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例

上尾市平塚サッカー場条例（平成 1 7 年上尾市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「午後 5 時（日没の時刻が、午後 5 時前であるときは、当該日没の時刻）」を「午後 9 時」に改める。

第 4 条第 1 項及び第 9 条中「の施設」を削る。

第 1 1 条中「当該利用に係る施設等」を「平塚サッカー場」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

利用区分／利用単位			使用料の額				
			午前 1	午前 2	午後	夜間 1	夜間 2
サ ッ カ ー 場	一般・ 学生	全面	7,200 円	7,200 円	7,200 円	4,800 円	4,800 円
		半面	3,600 円	3,600 円	3,600 円	2,400 円	2,400 円
	児童・ 生徒	全面	3,600 円	3,600 円	3,600 円	2,400 円	2,400 円
		半面	1,800 円	1,800 円	1,800 円	1,200 円	1,200 円
夜 間 照 明 設 備	全点灯		1 時間につき 1, 6 0 0 円				
	1 / 2 点灯		1 時間につき 8 0 0 円				

別表備考第 1 号中「をいう」を「を、夜間 1 とは午後 5 時から午後 7 時までを、夜間 2 とは午後 7 時から午後 9 時までをいう」に改め、同表備考第 3 号中「。以下同じ」を削り、「使用料は」を「使用料の額は」に改め、「施設の」を削り、同表備考第 4 号中「利用者」を「利用権利者」に、「使用料は」を「使用料の額は」に改め、「施設の」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の上尾市平塚サッカー場条例の規定は、令和2年4月1日以後の上尾市平塚サッカー場の利用について適用し、同日前の上尾市平塚サッカー場の利用については、なお従前の例による。

提案理由

平塚サッカー場の改修に伴い、利用時間、使用料の額等を改めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

議案第 55 号

平成 31 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について

下記のとおり、平成 31 年度上尾市一般会計補正予算について、市長に意見を申し出る。

令和元年 11 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

記

1 債務負担行為補正

事 項	期 間	限度額
中学生海外派遣研修業務	平成 31 年度から 令和 2 年度まで	10,551 千円
小中学校 A L T 派遣業務	平成 31 年度から 令和 2 年度まで	138,531 千円
小学校管理業務	平成 31 年度から 令和 2 年度まで	21,955 千円
小学校コンピュータシステム保守業務	平成 31 年度から 令和 2 年度まで	10,772 千円
中学校管理業務	平成 31 年度から 令和 2 年度まで	11,486 千円
中学校コンピュータシステム保守業務	平成 31 年度から 令和 2 年度まで	9,570 千円
公民館管理業務	平成 31 年度から 令和 2 年度まで	30,415 千円
図書館運営業務	平成 31 年度から 令和 2 年度まで	182,600 千円
図書館巡回配送業務	平成 31 年度から 令和 2 年度まで	5,632 千円
図書館管理業務	平成 31 年度から 令和 2 年度まで	8,539 千円
学校給食調理員細菌検査業務	平成 31 年度から 令和 2 年度まで	1,540 千円
中学校給食共同調理場施設改修工事	平成 31 年度から 令和 2 年度まで	96,140 千円
中学校給食共同調理場管理業務	平成 31 年度から 令和 2 年度まで	1,259 千円

提案理由

教育に関する事務に係る上尾市一般会計に関する予算の補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。